

岩手県告示第210号

物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資格の審査) 第2条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。 (1) [略] (2) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号） 第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者	(資格の審査) 第2条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。 (1) [略] (2) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号） 第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者 <u>（前号に掲げる者を除く。）</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成27年3月13日から施行する。